

令和6年11月1日

〒790-0001

愛媛県松山市一番町1-1-1

学校法人河原学園

理事長 河原成紀 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之



照 会 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者契約問題に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じて、消費者被害の未然防止を目的に、消費者団体、消費生活専門相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題専門家等により構成されているNPO法人であり、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体であります。

さて、当法人において、貴園が運営する河原医療福祉専門学校の学則の記載について、消費者保護の観点から検討をさせていただきました結果、同学則の記載の内容につき、消費者契約法に鑑み、疑問のある記載がございました。

つきましては、別紙のとおり照会をさせていただきますので、お忙しい中大変恐縮ですが、ご検討の上、貴園の見解を 11月29日までに、当法人宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

貴園は中四国最大級の学校法人であり、愛媛のキャリア教育をリードする積極的な地域貢献活動を行うなどしておられます。本照会に対しても真摯にご対応いただけるものと存じます。

当法人の活動の趣旨をご理解いただき、消費者被害の未然防止、救済のため、そして、貴園にとっても当法人にとっても良き結果となりますようご協力いただきますと共に、重ねてお願い申し上げます。

敬具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町4-1-16

ANNBILL3階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

別紙

第1 照会の趣旨

貴園が運営する、「河原医療福祉専門学校学則」（以下、学則という）に記載している以下の条項は消費者契約法 9 条の違反となる可能性が高いことから、実際にどのような運用をされているのか照会します。

（内容）

学則「第 5 章 入学金、授業料、その他」（納付金・減免・貸与・給付）第 25 条のうち、
下線部分

4. いったん納入した入学金、授業料等は返還しない。

第 2 照会の理由

1 本件契約の法的性質

貴園が運営する、河原福祉専門学校（以下「貴専門学校」といいます）で使用している学則の規定は、貴専門学校に学生が入学するにあたり、貴専門学校と学生との間で取り交わされる合意の内容となっており、貴専門学校と学生との間の契約（以下「本契約」といいます）を構成するものです。

本契約は、貴専門学校が学生に対して授業及び指導等を行い、学生はこれに対してその対価を支払うことを主たる目的とするものと考えられますので、民法上の準委任契約又はこれに類似する無名契約に該当します。

準委任契約は、当事者（学生）は原則としていつでも本件契約を解除することが認められており（民法 656 条、651 条 1 項）、また、これに類似する無名契約であるとしても、同様に、その性質上、学生が何時でも任意に本件契約を解除することが認められております。

また、本件契約は、事業者である貴専門学校が消費者である学生との間で締結する契約ですから、消費者契約法が適用される消費者契約です。

2 入学金、授業料等不返還条項について

学則には「いったん納入した入学金、授業料等は返還しない。」との規定（以下「不返還条項」といいます）があります。

本件不返還条項は、学生が、貴専門学校との本件契約を解除した場合、貴専門学校が学生から受領済みの授業料等を返金しない旨を規定しているものですので、本件契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し又は違約金を定める条項であると考えられます。

消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定しまたは違約金を定める条項は、それらを合算した額が「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は、消費者契約法により無効となります（消費者契約法 9 条 1 号）。

入学金、授業料等の納付については、学則第 25 条「2. 前期・後期に分けて授業料・施設設備費・維持費の年額の 2 分の 1 に相当する額を指定期日以内に分けて納付することができる」、同返還については、学則第 25 条「5. 入学許可を得た者で、指定の期日までに入学手続の取消を願い出たものについては、入学金またはこれに相当する金額を除く授業料等

を返還することがある。」などと規定している以外は、解除の時期にかかわらず、一切の授業料等の返還がない旨定められております。

しかし、入学後の比較的早期や、前期・後期の授業料等の納付前に、退学等が生じても、残余の受講期間の授業料全額に及ぶほどの平均的損害が生ずることはないことは明らかなです。

また、契約を解除しようとする学生から、未実施分を含めた授業料等の全額を、貴専門学校が違約金として没収することは合理性がありません。

従って、本件不返還条項は、消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えて損害賠償の額を予定しまたは違約金を定める条項であると言わざるを得ませんので、消費者契約法 9 条 1 項に該当するのとの疑念を抱かざるを得ません。

(以上)